

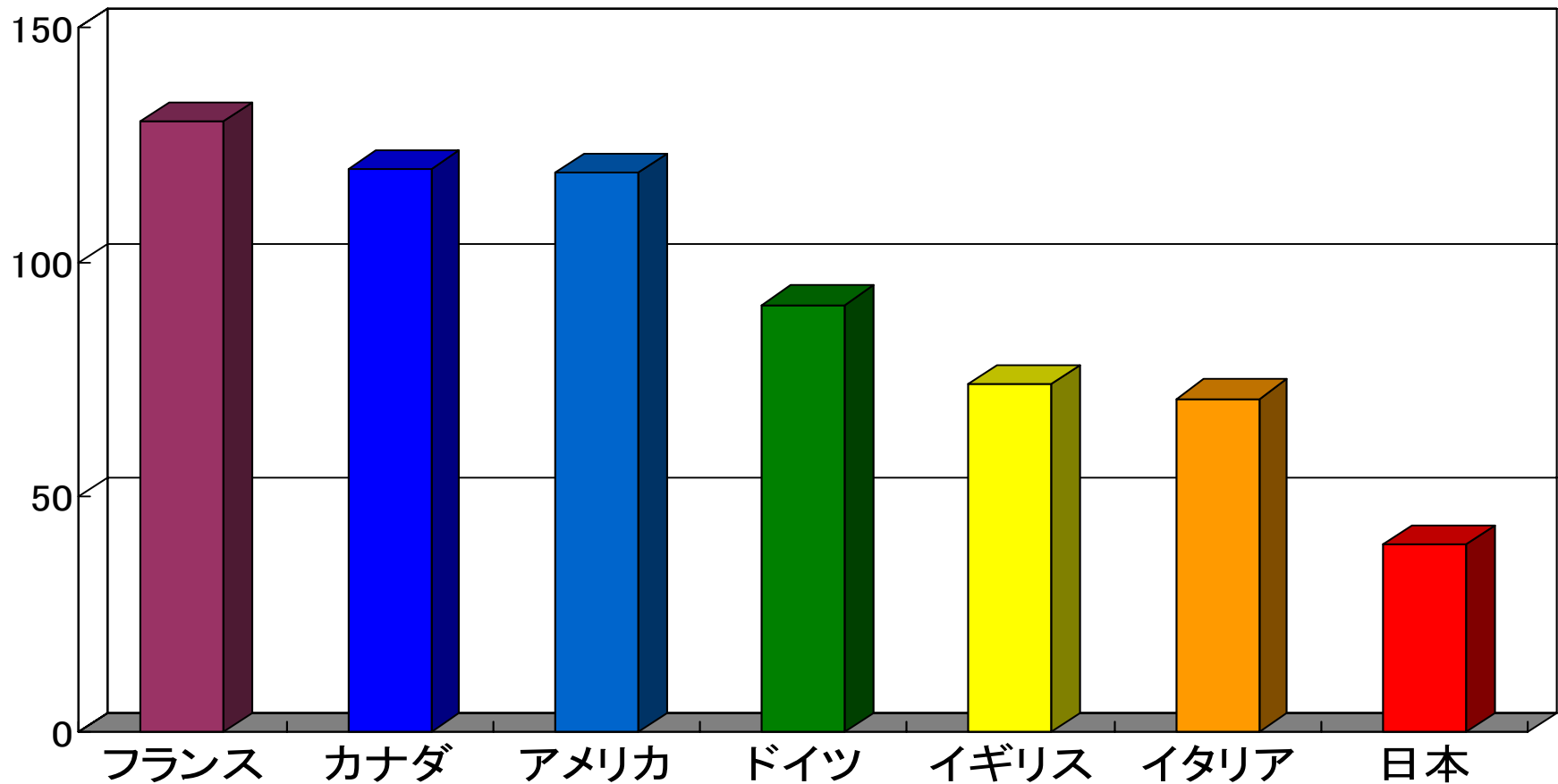
輸入食品の安全確保について

厚生労働省

主要先進国の総合食料自給率(カロリーベース)

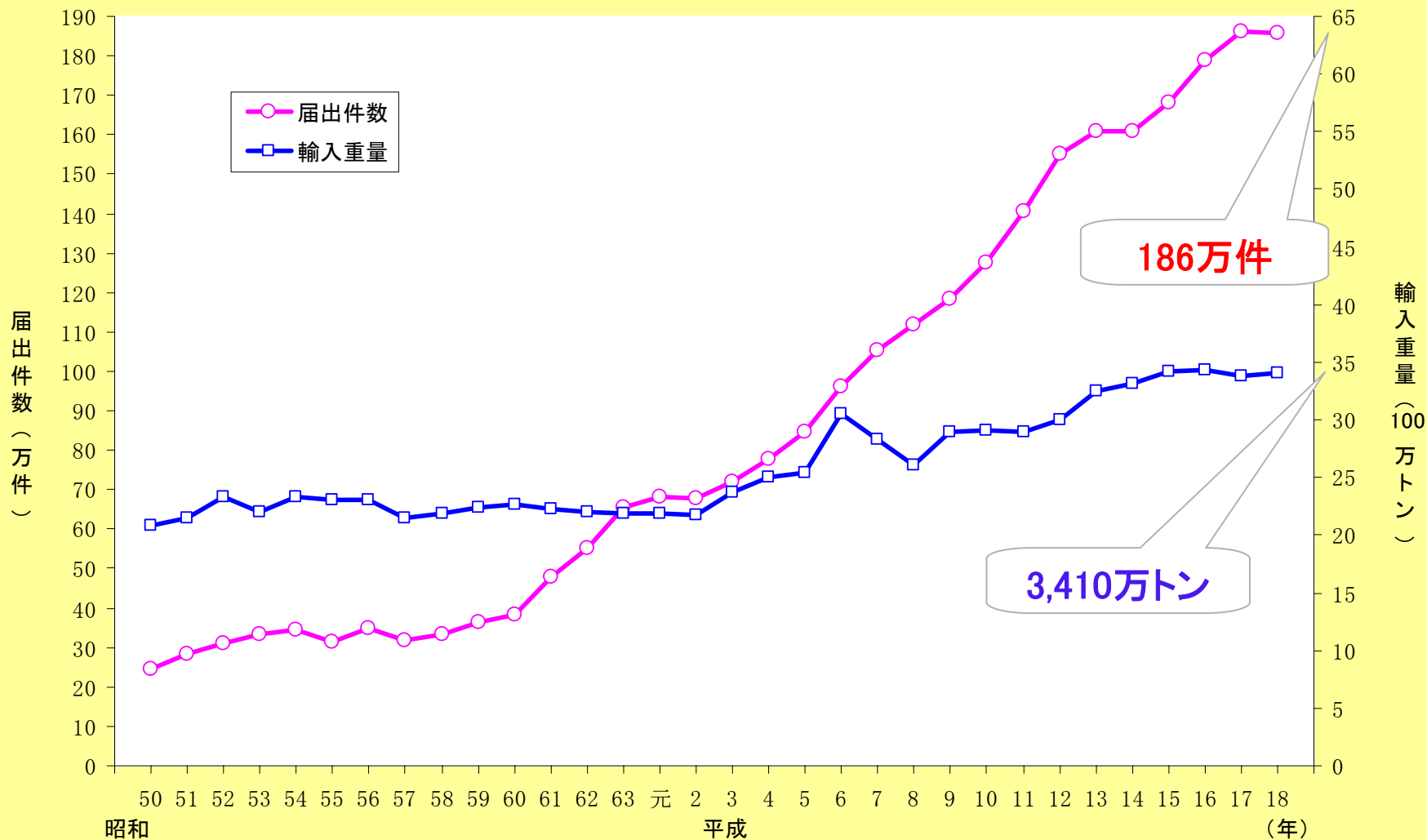
(平成14年)
2002年

%

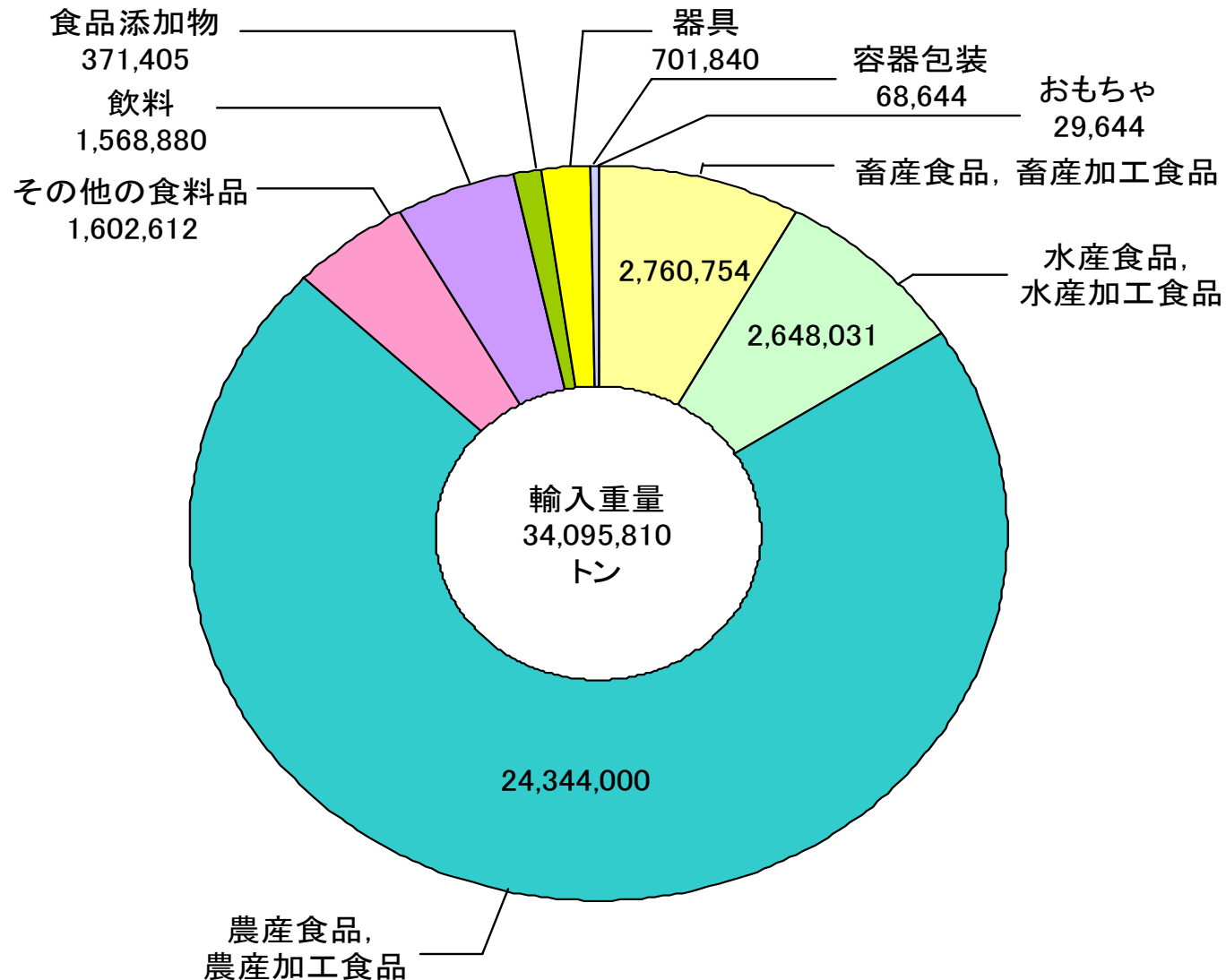


※農林水産省「供給熱量総合食料自給表」より

食品等の輸入届出件数・重量推移

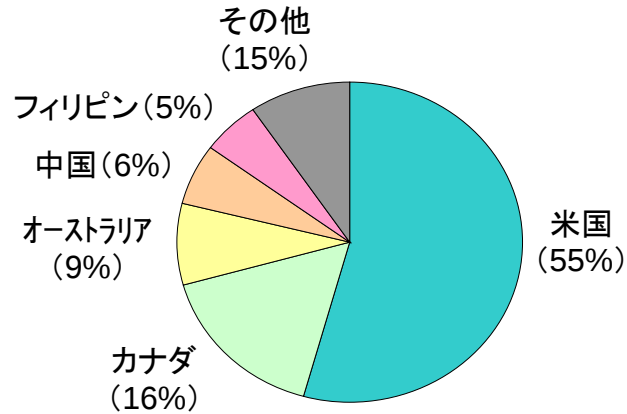


食品等の輸入の状況(平成18年)

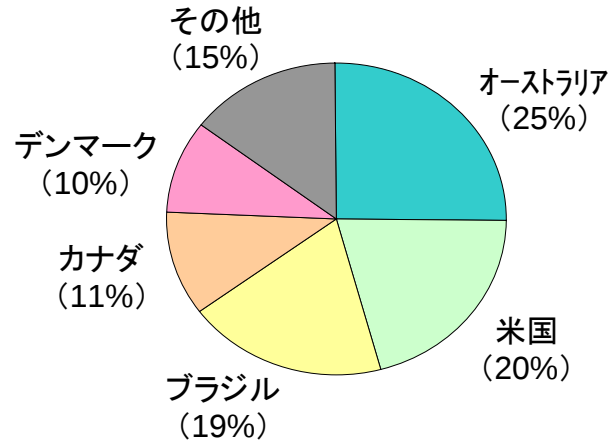


食品別輸入量上位5ヶ国(平成18年) ①

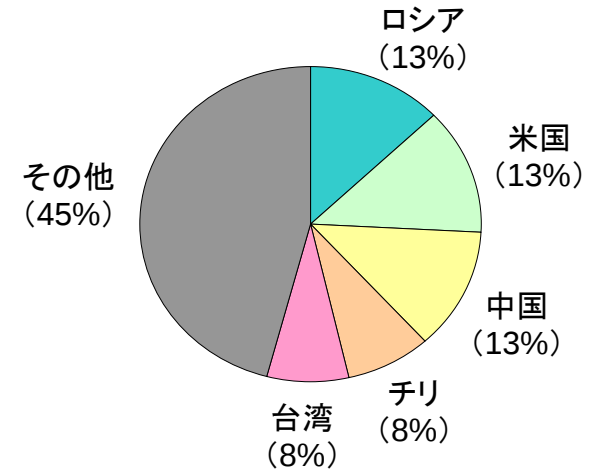
農産食品



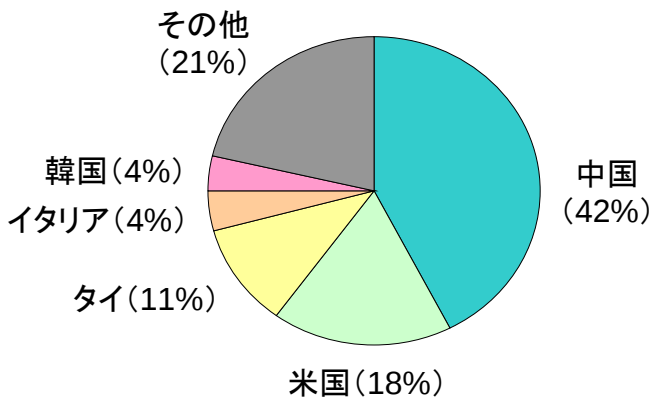
畜産食品



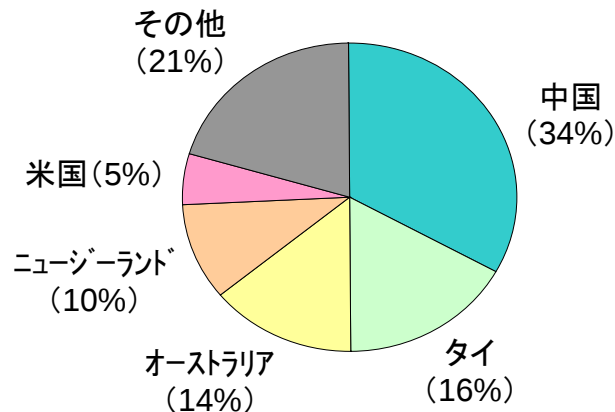
水産食品



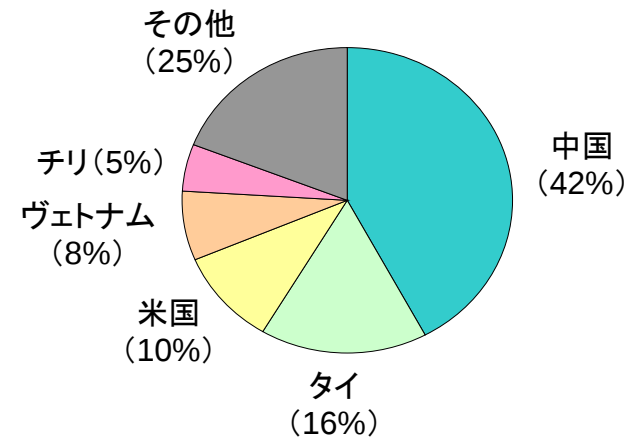
農産加工食品



畜産加工食品

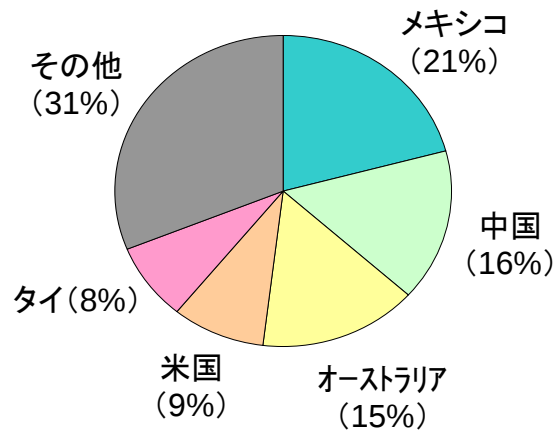


水産加工食品

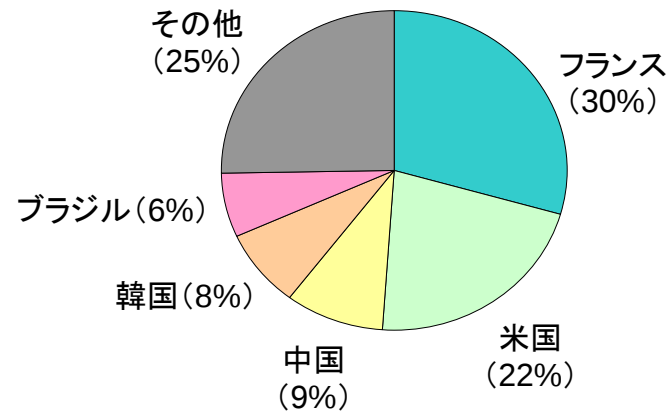


食品別輸入量上位5ヶ国(平成18年) ②

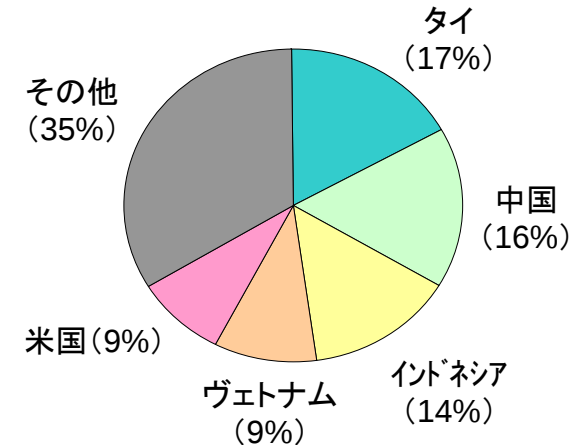
その他の加工食品



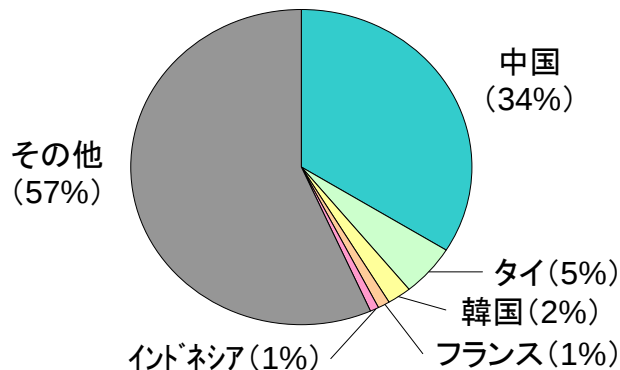
飲料



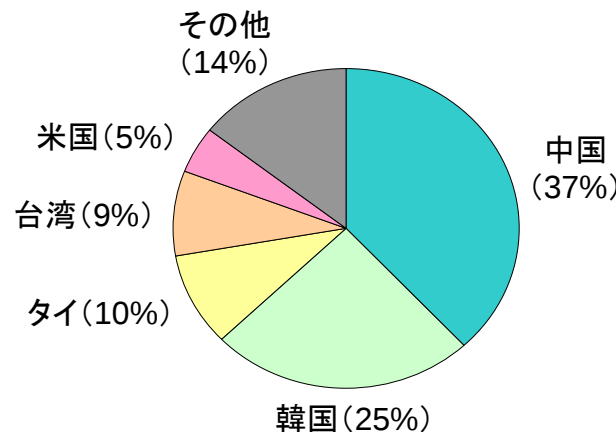
食品添加物



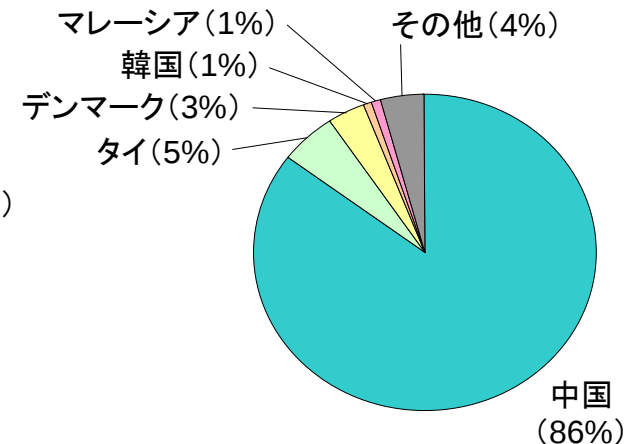
器具



容器包装



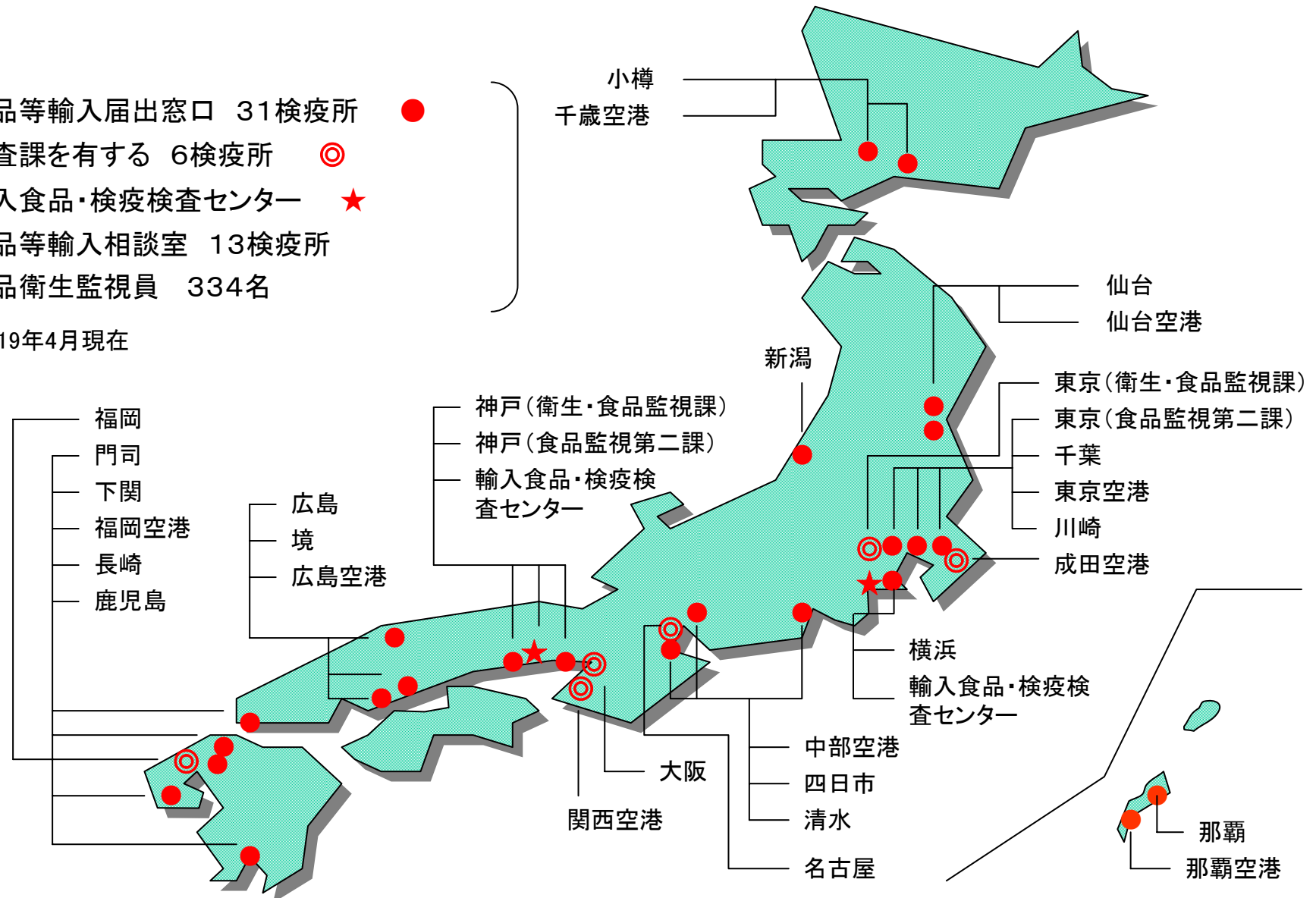
おもちゃ



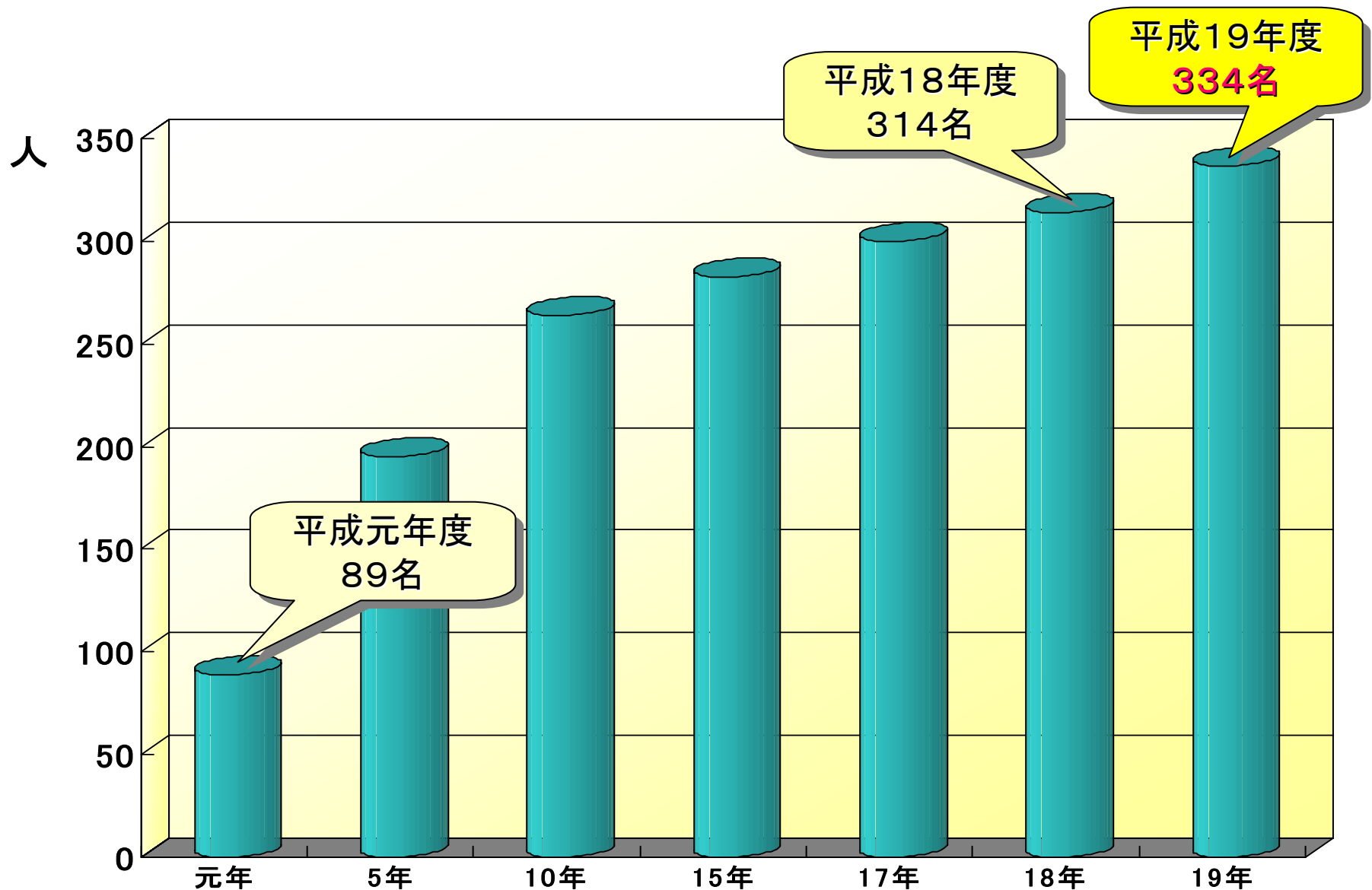
食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 31検疫所 ●
検査課を有する 6検疫所 ◎
輸入食品・検疫検査センター ★
食品等輸入相談室 13検疫所
食品衛生監視員 334名

※平成19年4月現在



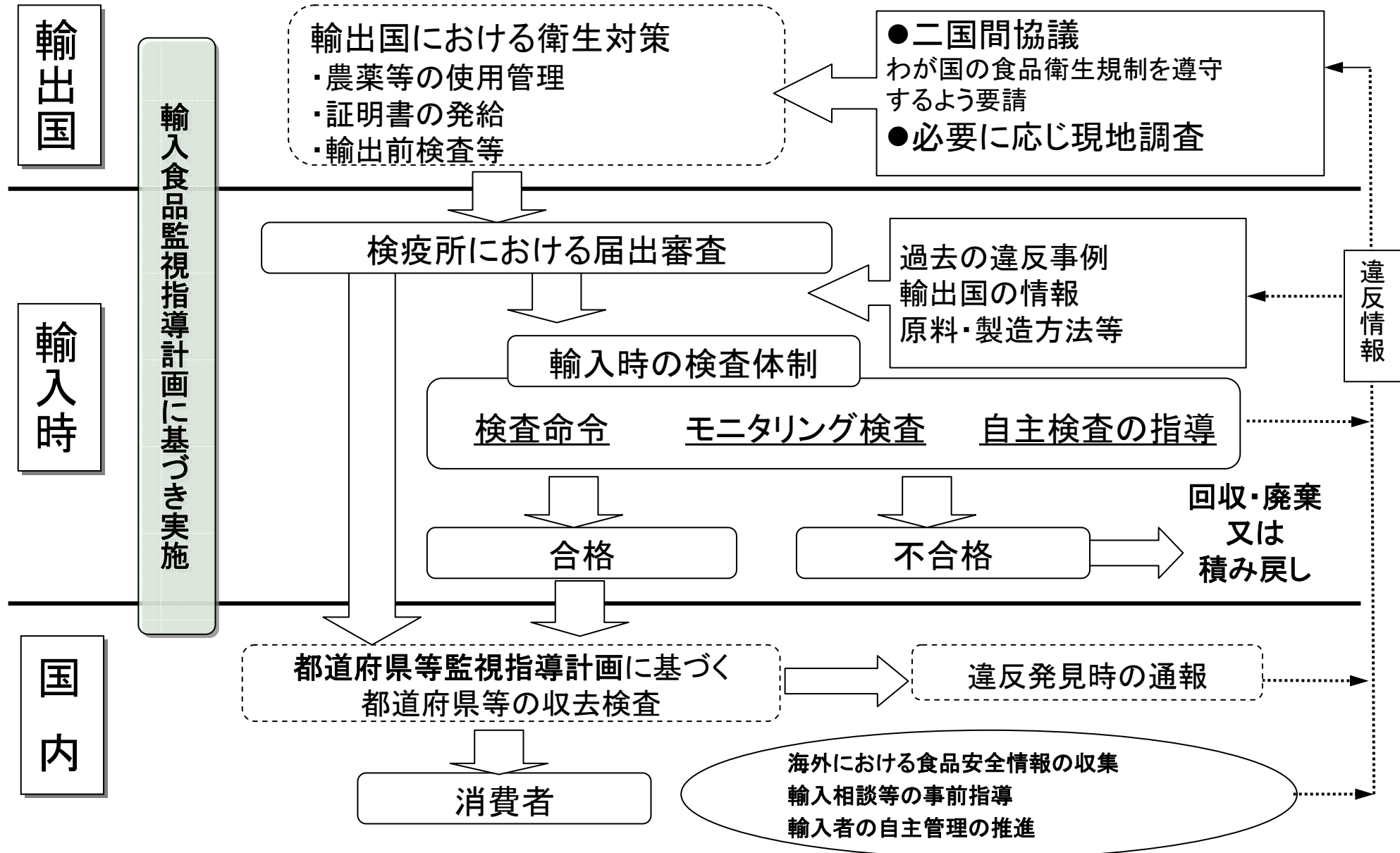
検疫所の食品衛生監視員年度推移



安全確保の基本的な考え方

- 国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行う(食品安全基本法)
- 3段階での適切な対応が必要
 - 輸出国における対策
 - 水際(輸入時)での対策
 - 国内流通時での対策

輸入食品の監視体制等の概要



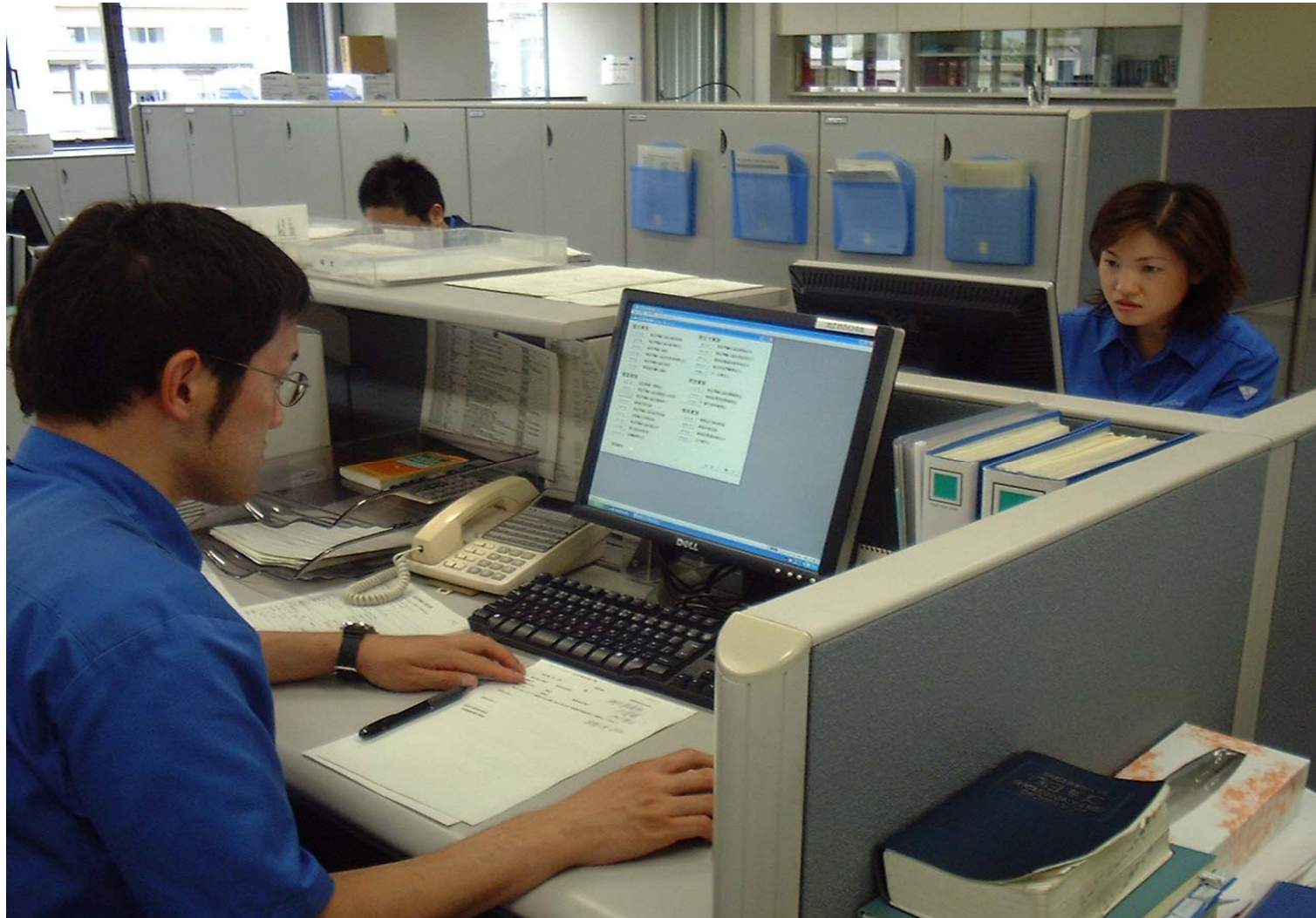
食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない(食品衛生法第27条)

届出事項

- ◆ 輸入者の氏名、住所
- ◆ 食品等の数量、重量
- ◆ 使用されている添加物の品名
- ◆ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ◆ 食品衛生法による規格基準への適合

FAINSによる輸入届出及び審査



輸入時における検査制度

- 検査命令

- 食品衛生法の不適格の可能性が高い食品等
- 輸入者が費用負担、試験結果判明まで留置き

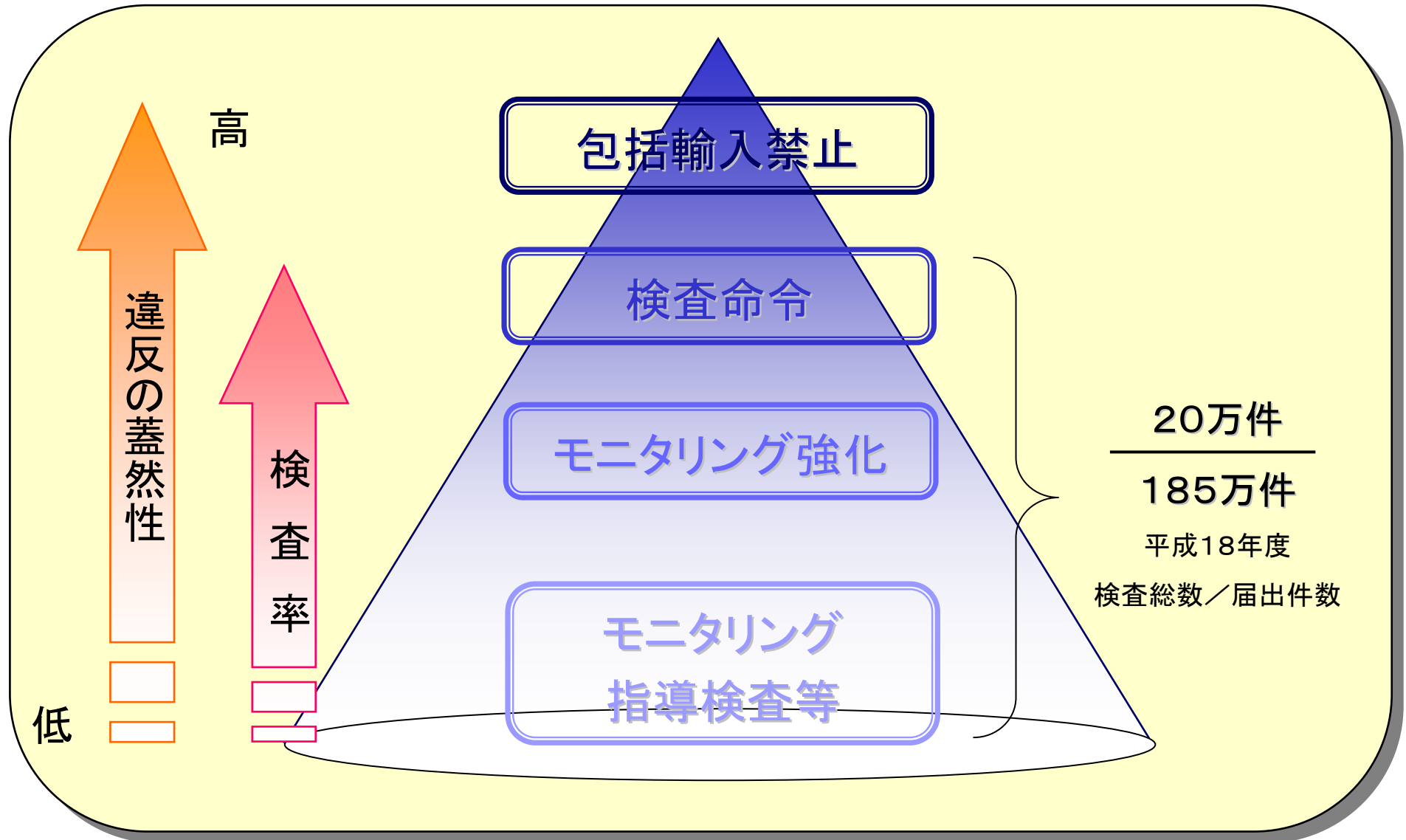
- モニタリング検査

- 年間計画に基づく検査
平成17年度 7万7000件
- 試験結果の判明を待たずに輸入可能

- その他の検査

- 自主検査の指導

輸入時の検査体制の概要



保税上屋での検査(サンプリング)



米国産牛肉の現場検査



検体の受付

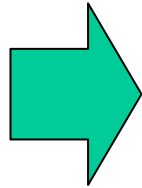


温度計

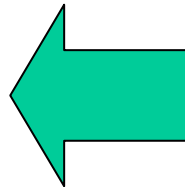


検体受付

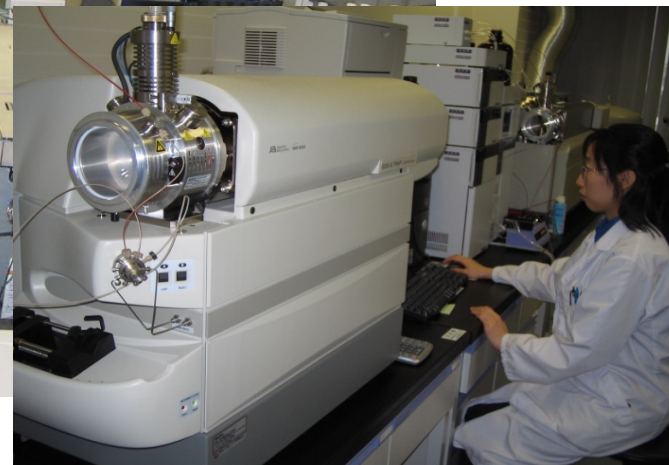
理化学検査の流れ



抽出・
精製



機器分析室(ガスクロマトグラフ)



高速液体クロマトグラフ質量分析計

残留農薬等による違反事例

生鮮青ネギ(テブフェノジド)



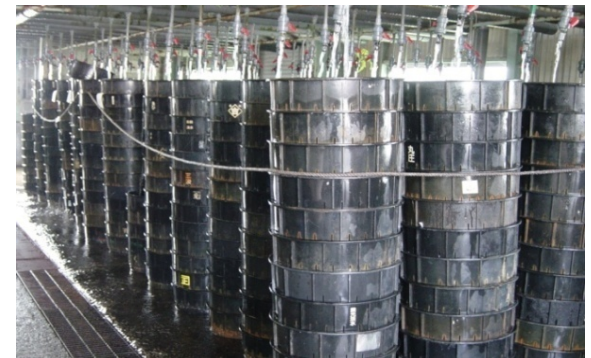
活ウナギ
(エンロフロキサシン)



生鮮キヌサヤ
(フルシラゾール)



生鮮スナップエンドウ
(フルシラゾール)



食品添加物使用による違反事例

乾燥フカヒレ(過酸化水素)



乾燥フカヒレ(二酸化硫黄)



調味乾燥コチ(二酸化硫黄)



野菜チップ(TBHQ)

成分規格(微生物)による違反事例



冷凍食品春巻き
(生菌数)

冷凍食品鰻博多煮
(大腸菌群)



器具の成分規格違反事例



合成樹脂製調味料入れ
(蒸発残留物)

陶磁器製皿(鉛)



主な食品衛生法違反内容(平成18年度)

違反条文		違反 件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	268	17.0	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、チーズ、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の禁止	1	0.1	衛生証明書の不添付
10	指定外添加物の販売等の禁止	156	9.9	サイクラミン酸、スーダンⅠ・Ⅳ、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、ローダミンB、アルミノケイ酸ナトリウム、塩化メチレン、ナトリウムエトキシド、ケイ酸マグネシウム等の指定外添加物を使用したもの
11	規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	1,132	71.6	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)
18	規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	19	1.2	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	4	0.2	乳幼児が口に接触するおもちゃから指定外着色料の検出
計		1,580(延数) 1,515(実数)		

国別の主な違反内容 ①

(平成18年、上位10ヶ国)

国・地域	違反分類	主な違反品目(項目:件数)
1 中国	530件 (0.6%)※	
届出件数 578,524件 届出重量 4,935,605トン	成分規格 残留農薬 添加物 抗生物質等 カビ毒 遺伝子組換え その他	冷凍食品(大腸菌群:42、一般生菌数:33、E.coli:20) しょうが(BHC:21)、ウーロン茶(トリアゾホス:20) 冷凍食品(サイクラミン酸:23)、洋菓子(アゾルビン:6) うなぎ(ロイコマラカイトグリーン:16、AOZ:10) 落花生(アフラトキシン:30)、ハトムギ(アフラトキシン:15) ピーフン(Cry1Ac:7)、もち米の粉(Cry1Ac:4) 毒魚(魚種鑑別:5)、うるち精米(腐敗・変敗:1)
2 米国	239件 (1.0%)※	
届出件数 196,858件 届出重量 13,108,050トン	カビ毒 添加物 成分規格 残留農薬 抗生物質等 その他	とうもろこし(アフラトキシン:175)、アーモンド(アフラトキシン:8) 飲料(エステルガム:4、ソルビン酸:2)、健康食品(ポリソルベート:2) 食肉製品(E.coli:2)、魚介類加工品(亜硝酸根:2) ポップコーン(ピリジノスメチル:2)、レタス(ペルメトリン:1) 花粉加工品(オキシテトラサイクリン:2、テトラサイクリン:1) 小麦(腐敗・変敗:1)、小豆(腐敗・変敗:1)
3 ベトナム	147件 (1.2%)※	
届出件数 41,494件 届出重量 433,361トン	抗生物質等 成分規格 添加物 残留農薬 カビ毒	いか(クロラムフェニコール:49)、えび(クロラムフェニコール:36、AOZ:2) 冷凍食品(大腸菌群:23、一般性菌数:6、E.coli:13) 魚類加工品(二酸化硫黄:2、TBHQ:1、サイクラミン酸:1) ほうれんそう(インドキサカルブ:2、クロルピリホス:1)、 ハトムギ(アフラトキシン:1)、こうりゃん(アフラトキシン:1)

※ 届出件数に対する違反件数(カッコ内は検査件数に対する違反件数の割合)

国別の主な違反内容 ②

(平成18年、上位10ヶ国)

国・地域	違反分類	主な違反品目(項目:件数)
4 タイ	120件 (0.6%)※	
届出件数 122,043件 届出重量 1,251,371トン	成分規格 残留農薬 カビ毒 添加物 その他	冷凍食品(大腸菌群:32、一般性菌数:21、E.coli:8) オオバコエンドロ(ジフェノコナゾール:3)、マンゴー(プロピコナゾール:3) ハトムギ(アフラトキシン:4)、とうがらし(アフラトキシン:2) 果実加工品(二酸化硫黄:2、TBHQ:1、ポリソルベート:1) うるち精米(腐敗・変敗:10)、もち米(腐敗・変敗:3)
5 ガーナ	71件 (15.0%)※	
届出件数 705件 届出重量 47,303トン	残留農薬 成分規格	カカオ豆(クロルピリホス:37、ピリミホスメチル:26、エンドスルファン:4) キャッサバ(シアン化合物:1)
6 エクアドル	69件 (16.7%)※	
届出件数 1,763件 届出重量 122,411トン	残留農薬	カカオ豆(2,4-D:66、シペルメリン:2、マラチオン:1)
7 台湾	50件 (0.7%)※	
届出件数 29,270件 届出重量 217,828トン	残留農薬 抗生物質等 添加物 成分規格	マンゴー(シペルメリン:13、シフルリン:4)、ウーロン茶(プロモプロピレート:8) うなぎ(AOZ:5)、やいととはた(マラカイトグリーン:2) 飲料(サイクラミン酸:3)、野菜加工品(TBHQ:2) 冷凍食品(大腸菌群:2、器具(ナトリウム:2)

※ 届出件数に対する違反件数(カッコ内は検査件数に対する違反件数の割合)

国別検査命令対象品目（平成19年8月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 （15品目）	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限り。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 （46品目）	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン、フラゾリドン	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	大粒落花生	ダミノジッド、アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶	トリアゾホス	
	しょうが	BHC	
	食品	サイクラミン酸	
タイ （24品目）	養殖えび及びその加工品	オキシリニック酸	別途指示する製造者により製造されたものを除く。
	おくら	ジノテフラン、EPN	
	バジルシード	アフラトキシン	
米国 （11品目）	レモン	オルトフェニルフェノール	別途指示するブランドに限る。
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン	
	とうもろこし	アフラトキシン	

平成18年度 輸入食品監視指導計画

輸入食品監視指導計画とは

- ✦ 改正食品衛生法により既に策定された監視指導指針に基づき策定（H15. 8. 29）
- ✦ 具体的な内容
 - ✦ 重点的に監視指導を実施すべき項目
 - ✦ 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ✦ 毎年度、当該計画を定め、公表
- ✦ 策定にあたっては、広く国民の意見を求める
- ✦ 監視指導の結果を公表

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

✦ 輸入届出時における法違反の有無のチェック

- ✦ 輸入届出、輸出国政府の証明書

- ✦ 輸入者からの報告徴収

✦ 輸入時モニタリング検査の実施

平成16年度	7万6千件
平成17年度	7万7千件
平成18年度	7万8千件

✦ モニタリング検査等で違反が発見された場合は、輸入時の検査を強化

輸入食品のモニタリング 検査の考え方

- ❖ モニタリング検査に必要な検体数は、Codex(分析サンプリング部会)において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数が示されている。
(例) 95%信頼度 → 違反率 0.1% → 2995件
→ 違反率 1% → 299件
→ 違反率 10% → 29件等
- ❖ 先進諸国においては、CODEXで示された考え方を踏まえ、ある食品群について、95%の信頼度で違反率が1%以下であることを確認できる299件の検査数を基本として、検査を実施。
- ❖ 我が国においても、これを基本とし、さらに過去の違反率、輸入件数、重量、違反内容の重要度を勘案し、食品群毎に検査件数を設定。

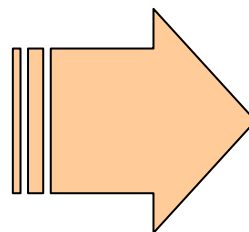
厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の製造者又は加工者からの同一の輸入食品(例:O-157、アフラトキシン等)



直ちに
検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

50%モニタリング
検査にアップ

違反

違反の蓋然性
が高いと判断
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出されることのないことの確認が必要

海外情報に基づく緊急対応

✦ 海外における食品安全情報の積極的な収集

- ✦ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

- ✦ 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課

✦ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、流通状況調査、回収、輸入時検査強化

具体例：フランス産ナチュラルチーズ（リステリア菌汚染）
タイ産ベビーコーン（赤痢菌感染事例）等

輸出国における衛生対策の推進

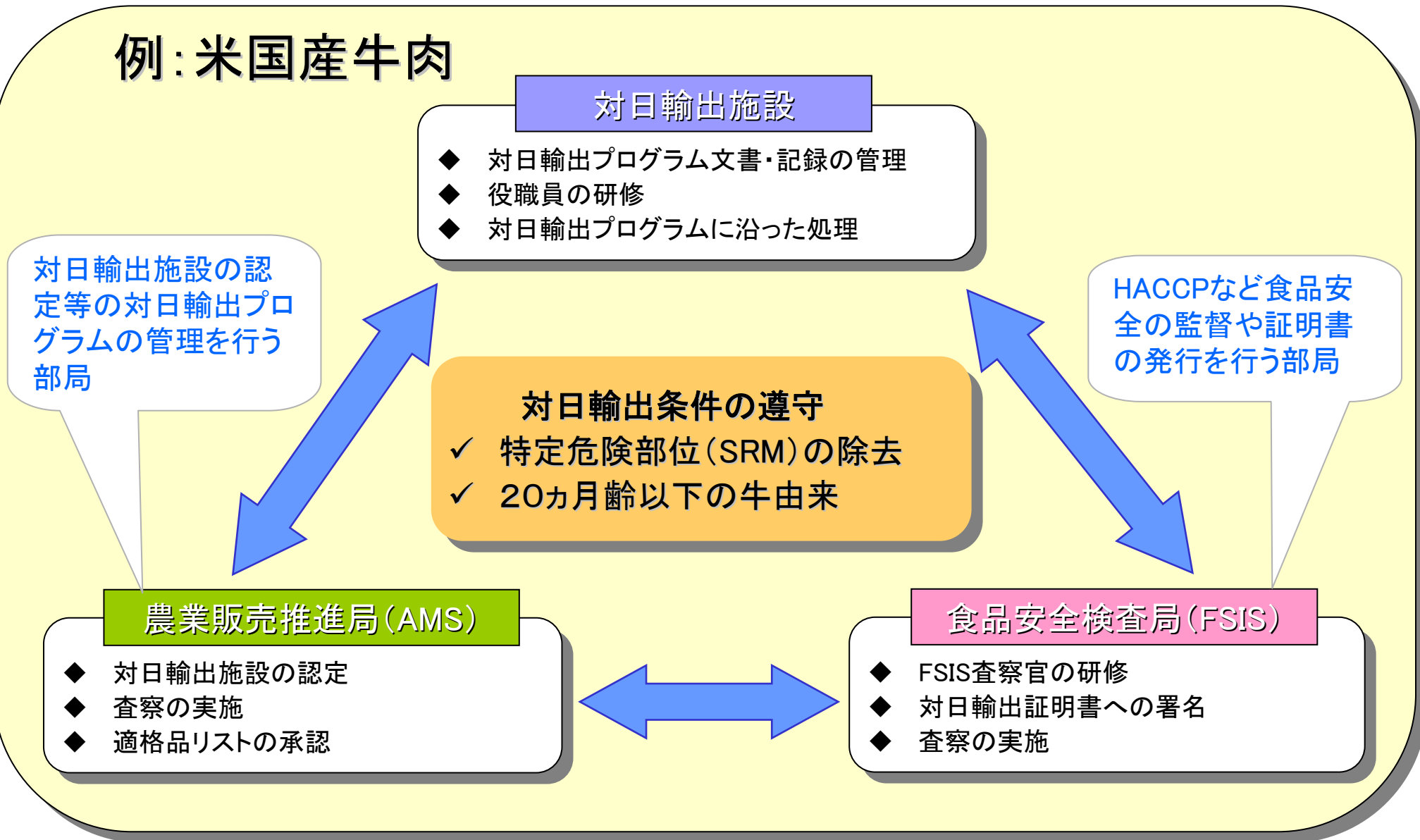
- ✦ 我が国における食品安全関連情報の提供、JICA等が実施する開発途上国の食品衛生担当者の研修の実施
- ✦ 検査命令が実施されている輸入食品等について、輸出国政府に対する違反原因の究明及び再発防止策の確立を要請
- ✦ 現地調査や2国間協議を通じて、農薬等の使用管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進を図る
- ✦ 生産段階での安全対策の確認が必要な場合には、専門家を輸出国に派遣

輸出国に対する衛生対策 強化要請例

- ✦ 中国産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ✦ 中国産ハトムギ(カビ毒)
- ✦ 中国産ソバ(カビ毒)
- ✦ 韓国産ヒラメ(動物用医薬品)
- ✦ 韓国産パプリカ(残留農薬)
- ✦ タイ産ハトムギ(カビ毒)
- ✦ タイ産バジルシード(カビ毒)
- ✦ 台湾産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ✦ 米国産とうもろこし(カビ毒)

輸出国における衛生対策 ①

例：米国産牛肉



輸出国における衛生対策 ②

例：中国産冷凍ほうれんそう

生産農家

- ◆ 生産段階における農家の管理
- ◆ 使用農薬、使用方法の遵守
- ◆ 使用農薬の統一 購入
- ◆ 使用農薬の記録・保存
- ◆ 使用農薬の分析
- ◆ 畑毎の栽培管理表(番号)の作成



直接管理

加工工場

- ◆ 畑毎に製造管理
- ◆ 使用原料の記録・保存
- ◆ 3段階での農薬検査 (収穫前、加工時、最終製品)



輸 出

- ◆ 中国政府輸出検疫検査機関による輸出前検査
- ◆ 生産加工工程書の確認



問題発生時には記録により製品の遡及調査が可能

※茶葉、冷凍野菜等20品目の製品について、輸出時の登録が必要。

輸入者に対する基本的 指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の 確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉 製品、冷凍食品等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材料及び添加物の 正確な名称・割合等 の生産・製造者への 確認	・製造工程、原材料等 に変更がないこと ・定期的な試験検査に よる成分規格等の適 合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及びそ の加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加工 品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後にお ける農薬の適正な用 法、用量の遵守 ・定期的な試験検査に よる残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の有 無
畜産物及びそ の加工品	・残留動物用医薬 品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼 料添加物の使用状 況	・動物用医薬品、飼料 添加物の適正な用法、 用量、休薬期間等の遵 守	

輸入者への自主的な衛生管理の 実施に係る指導

- ✦ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ✦ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- ✦ 自主検査の指導
- ✦ 記録の保存
- ✦ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

違反が判明した場合の対応

- ✦ 違反食品が国内流通→関係の都道府県等と連携し、回収等の措置（国と都道府県等との役割の明確化）
- ✦ 都道府県等により違反輸入食品の発見→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- ✦ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ✦ 原因究明の調査
 - ✦ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ✦ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- ✦ 輸入食品の違反情報の公表（ホームページ）

輸入食品の安全性確保について

官民合同会議を受けた対応

1. 各国との情報交換・連携

・中国政府との意見交換会(8月6日)

2. 問題が発生する前の予防的な措置

・輸入者等に対する説明会の実施(7月30日～8月6日)

3. 問題が発生した場合の措置

中国における取組み(意見交換会概要)

1. 検験総局の輸出食品の安全性確保に関する検査体制の概要
 - 650力所の検験検疫機関に6,000人の検査官を配置
2. 中国の国内法に違反した食品の対日輸出防止
 - 輸出を行う企業に義務化されている登録・登記に審査
3. 我が国の食品衛生法を遵守した食品の対日輸出の確保
 - 輸出検査、原材料の収穫前検査等の実施

中国政府の対応

➤ 輸出品に対するモニタリング検査の強化

- ・ 対日輸出品について100%モニタリング検査を実施

➤ 輸出国における違反情報等に基づく違反企業の輸出停止処分、企業名公表

<http://www.aqsiq.gov.cn/ztlm/jckspwgqymd/>

➤ 検疫に合格した輸出許可食品に対する許可マークの表示 (本年9月～)

〈検験検疫表示が必要な食品〉

米、豆類、野菜及びその加工品、水産品及びその加工品、食肉及びその加工品、卵及び卵製品、乳及び乳製品、落花生、茶葉、小麦粉、カカオ、コーヒー豆、乾燥果実、植物油、調味料、冷凍食品、健康食品、養蜂製品、酒、缶詰、飲料、食品添加物等であって、容器包装されたもの

検験検疫マーク



我が国の対応

- 中国政府における対策の有効性の検証
- 輸出停止企業の輸入手続きの保留
- 輸入時検査で違反が確認された貨物については、検験検疫マークの確認
- 引き続き、輸入者に対して、中国において違法に製造加工輸出されたものではないこと、原材料、製造・加工方法、検査データ等がわが国の食品衛生法に適合すること等について確認を行うよう指導

厚生労働省 食品安全情報



◆ 緊急情報

◆ 食の安全に関するQ&A

◆ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの取り組み

◆ 分野別施策

- 食中毒
- 食品添加物
- 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物
- 牛海綿状脳症(BSE)
- 遺伝子組換え食品
- 健康食品
- 輸入食品

・
・
・



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

輸入食品監視業務ホームページ

ホーム | 新着情報 | 窓の一覧 | よくあるご質問 | ご意見 | リンク集 | サイトマップ

トピックス

輸入食品監視業務ホームページ

皆さんが、毎日口にする食品。実際にその何割が日本国内で生産されたものかご存じでしょうか？
平成16年の食料需給表(農林水産省大臣官房調査課作成)を見ると、供給熱量ベースで40%が国内生産により供給されていることが分かります。
つまり、言い換えれば供給熱量ベースで60%を海外から輸入される食品(=輸入食品)に依存していることとなり、今や、輸入食品無くして国民の食生活は成り立たないものとなっています。
このため、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題の一つとして、厚生労働省では輸入食品の安全確保に取り組んでいます。

動画「輸入食品の安全確保を目指して～検査所の仕事～」
輸入食品の安全がどうやって守られているかを映像で紹介します。(55,746KB)

○輸入食品の安全性確保に関する輸入者等説明会の開催について (PDF:119KB) **New** 7月25日

1. 内容目次

(1) 食品衛生法に基づく輸入手続について

- 輸入食品監視支援システム(FAINS)手続関係コード
- 輸入食品等に関する相談窓口一覧

(2) 輸入食品監視指導計画

- 平成19年度輸入食品監視指導計画(PDF:429KB)
- 平成18年度輸入食品監視指導計画(PDF:221KB) >> 英語版(PDF:90KB)
- 平成18年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告) >> 英語版(PDF:227KB)
- 平成18年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果
- 平成18年輸入食品監視統計(PDF:427KB) **New** 7月20日
- 平成17年度輸入食品監視指導計画(PDF:85KB)
- 平成17年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)

◆ 食品衛生法に基づく輸入手続について

◆ 輸入食品監視指導計画

◆ 検疫所あて通知

➤ 検査命令

➤ モニタリング検査

◆ 輸出国公的検査機関リスト

◆ 違反事例情報

・
・
・



<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

輸入相談窓口

[ホーム](#) | [新着情報](#) | [窓口一覧](#) | [よくあるご質問](#) | [ご意見](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

[輸入食品監視業務ホームページへ戻る](#)

輸入相談窓口一覧

検疫所名・課名	電話番号	FAX番号
小樽検疫所 食品監視課 〒047-0007 小樽市港区5番3号(小樽港湾合同庁舎1階)	0134-32-4304	0134-25-6069
仙台検疫所 食品監視課 〒985-0011 塩釜市真山通3丁目4番1号(塩釜港湾合同庁舎2階)	022-367-8102	022-362-3300
成田空港検疫所 食品監視課 〒282-0021 成田市駒井野字天並野2159番(成田空港合同庁舎2階)	0476-32-6741	0476-32-6742
東京検疫所 食品監視課 〒135-0064 江東区青海2丁目56番地(東京港湾合同庁舎8階)	03-3599-1520	03-5530-2153
横浜検疫所 食品監視課 〒231-0002 横浜市中区海岸通1丁目1番地(横浜第2港湾合同庁舎)	045-201-0505	045-212-0640
新潟検疫所 食品監視課 〒950-0072 新潟市中央区竜が島1丁目5番4号(新潟港湾合同庁舎2階)	025-244-4405	025-241-7404
名古屋検疫所 食品監視課 〒455-0045 名古屋市港区築地町11番地の1	052-661-4132	052-655-1808
大阪検疫所 食品監視課 〒552-0021 大阪市港区築港4丁目10番3号(大阪港湾合同庁舎5階)	06-6571-3523	06-6575-1803
関西空港検疫所 食品監視課 〒549-0021 泉南市泉州空港南1番地(関西空港地方合同庁舎)	0724-55-1290	0724-55-1292
神戸検疫所 食品監視課 〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町1番1号	078-672-9655	078-672-9662
広島検疫所 食品監視課 〒734-0011 広島市南区宇品海岸3丁目10番17号(広島港湾合同庁舎3階)	082-255-1379	082-254-4984
福岡検疫所 食品監視課 〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1(福岡港湾合同庁舎)	092-271-5873	092-271-5876
那覇検疫所 食品監視課 〒900-0001 那覇市港町2丁目11番1号(那覇港湾合同庁舎2階)	098-868-4519	098-861-4372

[トップへ](#)

国立医薬品食品衛生研究所の食品に関する情報

食品の安全性に関する情報
National Institute of Health Sciences

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

トピックス

「食品安全情報」
(食品の安全性に関する国外の最新情報紹介)

最新のお知らせ
(厚生労働省食品安全部)

食品中の微生物に関する情報 **NEW!** (2007年7月23日情報追加)

- 海外におけるHACCP関連情報

食品中の化学物質に関する情報

- 農薬等ADI関連情報データベース (テスト版) **NEW!**
- 各国のMRL (最大残留基準) リンク集
- 各国の残留モニタリング報告・リンク集
- 輸出国における農薬等の使用状況等に関する調査 (要旨)
- 食品添加物ADI関連情報データベース
- 各種食品中のヒ素に関する文献データの調査結果 **NEW!**
- 「食品安全情報」(隔週刊) からトピックス抜粋 **Update!**

食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト
(厚生科研「食品衛生関連情報の効率的な活用に関する研究」の一環として作成)

- 輸入食品中の違反事例一覧 **NEW!**
 - 平成18年度の違反事例一覧 (品目キーワード | 違反項目キーワード)
 - 平成17年度の違反事例一覧 (品目及び違反項目キーワード)
(横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター作成・編集)
- 分野別の関連情報リンク集

- ◆ 食品安全情報
- ◆ トピックス
- ◆ 各国の農薬・動物用医薬品の残留基準 (MRL) リンク集
- ◆ 各国の農薬・動物用医薬品の残留モニタリング報告書等リンク集
- ◆ 食品中の化学物質関連情報
- ◆ 食品中の微生物関連情報

・
・
・



<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/index.html>